

第 30 回総会議事録

(令和 7 年 12 月 25 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中心農業委員会 第8期第30回総会 議事録	
日 時	令和7年12月25日(木)14時20分～16時10分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した11月分扱い諸証明の確認について 第7号 農業経営改善計画の認定について 第8号 農地所有適格法人の事業の状況等報告について 第9号 農地法第5条許可申請の取り下げについて 第10号 横浜農業振興地域整備計画の第92回農用地利用計画変更における重要変更について
審議結果	第1号議案 30番 許可 第2号議案 25番 許可相当 26番 許可相当 27番 許可相当 28番 許可相当 第3号議案 29番 許可相当 30番 許可相当 31番 許可相当

	32番 許可相当 33番 許可相当 34番 許可相当 35番 許可相当 36番 許可相当 第4号議案 34番 証明交付 35番 証明交付 36番 証明交付 37番 証明交付 38番 証明交付 第5号議案 15番 証明交付 第6号議案 6番 利用確認 7番 利用確認 8番 利用確認 9番 利用確認 10番 利用確認 11番 利用確認 12番 利用確認 13番 利用確認 14番 利用確認 第7号議案 11番 証明発行 第8号議案 18番 協力
議 事	
事務局	(開会 14 時20分) 「令和 9 年度税制改正要望及び施策・予算要望について」につきましては、毎年2月に税制要望の取りまとめ、3 月に施策・予算要望について、総会で皆さんにご確認をいただいております。今回は、みなさんからご意見を頂戴したいため、年明け 1 月 26 日開催予定の 1 月総会までにご提出をお願いします。また、提出いただく用紙に新たに昨年度要望を継続したい方のために、右下に設けましたところに○をお付けください。よろしくお願いします。 事務局から出席状況(出席委員16名、欠席委員3名)を報告し、法第 27 条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告します。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となります。
議長	それでは、ただ今から第 30 回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号2番 野路 幸子委員、5番 小島 重信委員にお願い

します。

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。

30 番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は農業廃止を、譲受人は農業拡大を希望していたため3条申請に至りました。

申請地は一団の農地として、譲受人が中心となって管理されています。各地番は共有名義になっており、譲渡人の持ち分を譲受人に移転する3条です。

譲受人は市外在住者ですが、経営農地はすべて良好に耕作されており、問題ありません。

こちらの案件は地区担当の小島委員にご確認いただきました。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

30番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

事務局と現地を確認しました。問題ないと考えます。

議長

30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、30番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、30番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。25番について、事務局から説明してください。

今回の案件は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、申請者である河原委員は利害関係者にあたることから議事に参与できないため、一時退室をお願いします。

(河原委員、退室)

事務局

本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は相続で農地を取得し耕作をしていますが、農業以外の安定収入を得るため農地の有効利用を検討していました。このたび駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されたものです。

借受法人は旭区桐が作で中古車販売業を行う事業者です。現在、すでに旭区桐が作で駐車場を所有していますが、近年中古車のニーズが高まっており、販売用の在庫車両や修理で預かる車両を置くための新しい駐車場を探していました。今後の事業拡大を図るため、法人の事業所と既存の駐車場から近い場所で、乗用車10台が停められる約400㎡の面積がある土地を探したところ、申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。

敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。南西側には単管パイプと鋼鈑土留めを

設置します。北西側には既存のブロックの上に鋼鉄土留めを設置します。北東側は既存のブロック塀を利用します。南東側は既存の住宅の塀を利用します。

申請者の所有農地に違反はありません。

以上、4条許可相当として、市へ進達したいと考えます。

議長

25番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤
推進委員

事務局と現地を確認しました。問題ないと考えます。

議長

25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、25番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、25番は許可相当とし、市に進達します。

河原委員の入室をお願いします。

(河原委員、入室)

続いて、26番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は緑区在住の農業者です。神奈川県横浜川崎治水事務所が施工する、一級河川恩田川小山遊水地整備事業にかかわる収用に伴い、現在の居宅から令和8年12月までに移転が必要となり、代替地として申請地に自己住宅を建築する必要があり、申請をします。

申請者の所有地のほとんどは収用予定地に含まれており、残りの農地も集团的農用地に含まれているため、建築できる場所は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。1km以内に十日市場駅があり、宅地化4割以上に存する農地です。

雨水は前面道路側溝に接続し、汚水は自費工事にて計画地前面まで本管を延長し宅地内に最終枘を新設して排出します。

南側残有地との境界はコンクリートブロック2段を積み、その上にフェンスを設置します。

北側道路との境界は駐車場スペース以外、新設の門袖と既存ブロックを利用します。東側境界はコンクリートブロック3から4段を積み、その上にフェンスを設置します。

西側道路との境界はコンクリートブロック4段を積み、その上にフェンスを設置します。

敷地内駐車場は道路に向け勾配をつけ雨水は前面道路側へ排出します。

申請者の所有農地に違反はありません。

農業振興地域整備計画の農用地区域の除外要望について完了公告済です。

横浜市建築局調整区域課には、開発許可申請を受付済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長	26番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	事務局と現地を確認しました。遊水地整備事業により、収用で自宅を移転せざるをえないため、問題ないと考えます。
議長	26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、26番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、許可相当とし、市に進達します。 続いて、27番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は昨年申請地を相続しましたが、相続税の支払いに支障があり、また本業により農地管理が難しく、有効活用を検討していました。借受法人は広告代理業を営む法人です。広告宣伝トラックを5台保有し運行していましたが、受注が増えたため、現在協力会社に5台分の業務委託をしています。今後、業務の内製化を図るため、トラック5台を新規購入し合計10台の運行を自社で行う計画です。申請地はトラック10台を駐車でき、今後も協業関係を続ける協力会社から徒歩圏内、都筑ICから2km圏内という条件の土地として選定されました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に勝田小学校、かちだ幼稚園があり、前面道路に上下水道管、ガス管が埋設されています。 被害防除について、東側出入口は切土をし、道路から3mは平坦に、その先は2～3度の傾斜のスロープとします。南側の法面20.2㎡は最大42cmの盛土をして平坦にします。土の搬出量は450㎡です。敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北、西、南側は万能鋼板を設置し、土砂流出を防止します。 所有農地に違反転用はありません。 盛土規制法の許可の可否に係る事前相談書を建築局調整区域課に提出し、許可不要との回答を得ています。 出入口の歩道切下げ工事について、都筑土木事務所と調整済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	27番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	植木農家をやられており、土地活用をしたいと聞いています。問題ないと思います。
議長	27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、28番について、事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場の敷地拡張です。申請者は相続で農地を取得しましたが、公務員のため畑の維持管理に苦慮していました。このたび隣接地の駐車場を借りている医療法人から駐車場を拡張したい旨申し入れがあり転用申請されたものです。 借受法人は青葉区鉄町で介護老人保健施設等を営んでいる医療法人社団です。現在、申請地の隣接地で既に駐車場を借りていますが、今後事業所を増築するために事業所敷地内にスペースを確保しておく必要があること、また、事業所に救急車を呼んだ際に、救急車と消防車が同時に来るケースが多く、広い車両待機スペースや転回スペースを確保しておく必要があります。事業所に現在停めている職員通勤用の車両や利用者送迎用車両を移動させることで、これらのスペースを確保し施設の安定的な運営につながると考え、事業所近くの駐車場を探していました。 立地基準は第3種農地です。 前面道路に上下水管があり、500m以内に鉄小学校、桐蔭学園中学校女子部があります。 雨水は砂利敷きによる自然浸透とします。南側は既存の鋼板付きネットを利用します。北側は鋼板付きネットを新設します。西側は既存の住宅から0.6m～1mの緩衝帯を設け、万能鋼板付きネットを新設します。緩衝帯には防草シートを敷きます。東側は、既存の駐車場との境界にある万能鋼板付きネットを撤去し、出入口を設けます。 申請者の所有農地に違反はありません。 以上、4条許可相当として、市へ進達したいと考えます。
議長	28番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	親の代はみかん農家をやっており、代替わりして維持が難しくなり、今回の申請となりました。問題ないと考えます。
議長	28番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、28番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、28番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。29番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、南区に事業所を置く建築会社です。建築現場に使用する資材の一時保管場所が無く、事業に支障が出ており資材置場を探していました。この土地は南区の所有者が相続により取得した土地の売却を検討していました。申請地は、環状2号線や保土ヶ谷バイパス等からも近かったため話がまとまり転用するものです。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上水管、ガスパが埋設されており、500m以内に小・中学校があります。

敷地内は転圧・整地し、入り口付近に段差があるため車両が通れるようにスロープを作ります。雨水は自然浸透させます。西側は隣地のブロック塀と東側は生け垣がありそのまま使用します。北側は土留め板で内側に高さ40センチ～60センチになるように設置します。いずれも農地への影響はありません。

敷地内を転圧・整地することについて盛土規制法の許可は不要なことを確認しています。

また、当該地は埋蔵文化財包蔵地に該当するため事前に教育委員会へ届出を行っています。

以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

29番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員

事務局と現地確認しました。何ら問題ありません。

議長

29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、29番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、29番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、30番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、資材置場と一部車両置場であり、譲受人は横浜市に営業所を置く解体工事業を行う法人です。

神奈川区内の2か所の営業所において、解体工事に伴い発生する産業廃棄物等の仕分け・分別および積み込み作業を行っていますが、コロナ後の景気拡大に伴う受注件数の増加により、重機や車両の駐車スペース及び資材置場が不足している状況です。

現在使用している神奈川営業所および駐車場の車両が往復しやすい場所で受注増に対応できるだけの面積を満たす土地を探していましたところ、現在の営業所に隣接する今回の申請地のみが該当したものです。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から 500m以内にあり、10ha 以上の集団農地に含まれません。

被害防除について、敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。

北東および北西側の境界には新たにRC擁壁(鉄筋コンクリート擁壁)を設置しますが、敷地は南西側から北東側に傾斜しているため、南西側の境界は既存の擁壁を活かし、新たに擁壁等の設置は行いません。

なお、隣接地に農地は無く周辺農地への影響はありません。

他法令について、敷地内の切土・盛り土の高さ及び施工面積は盛土規制法の許可は不要であることを確認済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

30番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木
推進委員

事務局と現地を確認しました。問題はないかと思います。

議長

30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、30番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、30番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、31番から32番について事務局から説明してください。

事務局

31番と32番は、別々での申請ですが、借受予定者と転用目的・時期が同一となっておりますのでまとめてご説明いたします。31番は所有権移転、32番は使用貸借権設定により複数の地権者が自らお互いの土地を転用する申請です。

31番の譲受人は不動産業の法人、31番及び32番の借受予定者は神奈川区片倉2丁目に主たる事務所を構える電気工事事業者です。

本申請による転用用途は、駐車場です。借受予定者は蓄電池設備やオール電化工事を行う電気工事事業者です。今年度から新規事業として足場工事業を開始に伴い資材の保管場所と社用車10台と通勤車両10台の計20台分を一括で管理できる面積の土地を本社から15分圏内で探して一年前からおりました。5件ほど候補地があったものの条件が合いませんでしたが、この度、条件が合う唯一確保できた土地とのことです。

立地基準は第2種農地です。

立地基準は、市街化区域から 500m以内にあり、10ha の集団農地に接続していません。

敷地内は碎石敷きの自然浸透で雨水を処理します。出入口を西側に設け、既存駐車場にある、土留め鋼板を撤去して6mの幅員で出入口を確保します。西側の出入口以外は既

存土留鋼板を活かします。北側、東側は新設の土留鋼板を設置に加え、南側の法面には新設コンクリートブロック5段で最大約 90 cmの盛土で境界沿いに土留めをします。

雨水浸透阻害行為許可申請は、許可不要と下水道河川局河川流域管理課に確認済みです。

盛土規制法について、事前相談書を提出待ちですが、手続き不要になるよう建築局調整区域課で協議中です。建築局調整区域課の担当者へのヒアリングでは、現時点では許可不要見込みとの回答はいただけておりますが、最終的には許可不要になるよう進めていきます。

所有農地に違反はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

角田会長

現地確認し、事務局の説明のとおり、問題ありません。

議長

31番及び32番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、31番及び32番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、31番及び32番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、33番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、青葉区藤が丘にて個人で土木業と不動産経営を営んでいます。現在自宅敷地内に土木業で使うダンプや重機を駐車していますが、自宅敷地内にアパートを建築する計画があり、ダンプや重機の移転先を探していたところ、当該地が見つかりました。

厚木市の業者や川崎市の業者から発注される機会が多いため、青葉インターや246号線にアクセスしやすく、また、自宅からも近い場所で探していたところ、申請地が見つかりました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。

雨水は砂利敷きによる自然浸透とします。南側は既存の単管パイプと鋼板土留めを利用します。北側は隣地の方で単管パイプと鋼板土留めを設置しますので、それを利用します。西側は既存のフェンスを利用します。東側は出入口で、単管パイプとトラロープを設置します。

譲受人に農地法上の違反はありません。

以上、5条許可相当として、市へ進達したいと考えます。

議長

33番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森

事務局と現地確認しました。所有者は高齢のため、今後の維持管理が困難であると思わ

推進委員	れます。特に問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、33番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、33番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、34番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、神奈川県相模原市で土木業を営んでいる法人です。現在、相模原市内に土地を借りて資材と重機を置っていますが、地主から解約の通告があったため現在は工事現場や他の場所を借りて置場を確保している状況です。 現在の置場と同規模程度の土地で、国道246号や東名高速にも出やすい場所、本社からの距離も近い場所で探していたところ、申請地が見つかりました。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 雨水は砂利敷きによる自然浸透とします。北側と南側は単管パイプと鋼板土留めを設置します。西側は所有者が掘った水路敷きの手前に単管パイプとトラロープを設置します。東側は出入口8mを設け、単管パイプとトラロープを設置します。 譲受人に農地法上の違反はありません。 以上、5条許可相当として、市へ進達したいと考えます。
議長	34番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。
森 推進委員	33番の隣地となります。所有者は高齢で、すでに荒れ地状態になっている状況です。事務局と現地確認しましたが、何ら問題ないと思います。
議長	34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	成年後見人は財産管理が目的で、財産処分はしてはいけないということになっていると思うが、農地法が通れば問題ないのか。
事務局	市と協議・確認のうえ、申請方法は問題ないと聞いており、農地法上は問題ないと考えております。
小池委員	成年後見人は裁判所の許可がないと財産処分はできないはずなので、よく確認した方が良いと思う。農地法で許可が出れば、財産の売買は可能だ、ということなら良いが。

事務局	今いただいたご意見は改めて代理人に確認させていただきます。
事務局	前提条件としては問題ないと考えていますが、確認して次回総会で報告します。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、34番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、34番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、35番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は神奈川県で土木建築業を営む泉区の法人です。これまで泉区のエリアを中心に事業を行っていましたが、緑区に事業範囲を拡張するにあたり新規に建設資材用の資材置場が必要となりました。譲受人は現在資材置場を市内に所有しておらず、取引先に一時的に保管したりしてやりくりをしています。受注の増加に対応できず苦慮しています。また、近年の建築資材の高騰により、一括で仕入れて保管をする必要が生じています。安定した事業継続のために、今後の事業の中心地となる緑区で新たな土地を探していたところ、面積や距離の条件を満たす申請地が見つかりました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に横浜市立山下小学校、緑幼稚園があり、前面道路に上下水道が埋設されています。 雨水浸透施設を設置し、集水桝で集水した雨水を処理します。出入口を南側に設け、一部縁石の切り下げ工事を行います。南側を除く外周にはコンクリートブロック2段で土留めをします。敷地内通路部分は転圧し、砕石敷きとします。 所有農地に違反はありません。 雨水浸透阻害行為許可申請について、下水道河川局河川流域管理課にて受付済みです。 盛土規制法について、事前相談書を提出し、手続き不要である旨を建築局調整区域課で確認済みです。 縁石の切り下げ工事と前面道路に影響のない施工であることを、緑土木事務所に申請・確認済みです。 埋蔵文化財包蔵地区の届出を、横浜市教育委員会に届出済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	35番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	事務局と現地確認しました。何ら問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、35番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、35番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、36番について事務局から説明してください。

事務局 本件は10月総会で、5条23番として審議し、許可相当として市に進達することとなりましたが、進達前に盛土規制法の手続きが完了しなかったことから、書類不備を理由に取下げ申請が行われました。10月総会時と申請内容に変更はありませんが、再審議の申請を受付しましたので、改めてご審議のほどお願いいたします。

譲受人は横浜市で不動産業を営む法人です。港北区から緑区に事業所を移転する予定の借受法人から依頼を受け、大型トラックを駐車できる場所を探していたところ、申請地が見つかりました。譲渡人は高齢のため農業の縮小を考えており、譲受人とマッチングしたため申請に至りました。

借受法人は港北区と神奈川区にそれぞれ1か所ずつ事業地がありますが、距離が離れているため業務効率に支障があり、駐車場の大きさが足りないため大型トラックを駐車することができず、必要に応じて市外の事業所から一時的に借りることで現状は対応をしています。

高速道路に近く、出入りのための道路幅員が十分にあり、横浜市内の事業地に駐車しているトラックを1か所にまとめられる平坦な土地を探していたところ、申請地が見つかりました。申請地には既存のトラック17台のほか、新規購入予定の大型トラック10台、各トラックと同数の通勤用の普通乗用車27台の合計54台を駐車する計画です。港北区と神奈川区の事業所は農地転用許可後に解約し、事務所は申請地周辺に移転する計画です。取得できる見込みのある土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。10haの集団農地に含まれず、1種農地の要件に該当しません。

敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。外周の法面は防草シートで保護し、隣地境界に沿って法上に鋼板土留めを新設します。雨水は雨水浸透枡を新設して、オーバーフロー分は水路に接続して処理します。申請地は水路で分断されていますが、緑土木事務所の指導で塩ビ管とコンクリートの二重構造の橋を新設し、大型車が出入りできるようにします。隣接地に農地がありますが、耕作に影響ないことを確認済みです。

所有農地に違反はありません。

盛土規制法の許可申請が必要な造成工事ではないことを、建築局調整区域課に事前相談書を提出し、確認済みです。

雨水浸透枡の設置については下水道河川局河川管理課から承認済みです。

前面道路の利用方法、水路の占有許可申請およびコンクリート橋の設置について問題ないことを緑土木事務所に確認済みです。

埋蔵文化財包蔵地区内ですが、埋蔵文化財発掘の届出を横浜市教育委員会に届出済

	みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	36番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	事務局からの説明のとおり、再申請案件です。よろしくお願いします。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、36番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、36番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。 34番から38番について事務局から説明してください。
事務局	34 番について、立地基準は第 2 種農地(市街化 500m 以内、10ha 未満)です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。 35 番について、立地基準は第2種農地です。18 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 36 番について、立地基準は第2種農地です。18 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。 37 番について、立地基準は第3種農地です。18 年間、駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。 38 番について、立地基準は第3種農地です。公共の用に供する道路として 10 年間使用されていることを固定資産税・都市計画税土地非課税証明書にて確認しました。
議長	34番から 38番までについて、委員の意見、質問等がありますか。
岡本委員	35番について、18年前から課税は変わっているか。変わっていないのであれば何かペナルティはないのか。
事務局	航空写真で確認したのみで課税状況がどうなっているかの確認まではしておりません。
議長	毎年度課税担当部署で現況の確認をしていると思いますよ。他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、34番から 38番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、34番から 38番までは証明交付とします。 続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。 15番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件について、地区担当の杉崎委員と事務局と相続人で、現地立会いを行いました。相続人は露地野菜や果樹などを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。なお、長津田町2292-1は農業用倉庫兼作業所168.25㎡、道路5.23㎡を適用除外しています。なお、道路は元々非課税ですが、除外物として計上しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	15番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	個人的によく知っている方です。特に問題ないと思います。
議長	15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。 6番について事務局から説明してください。
事務局	6番の案件につきまして、地区担当委員の加藤保委員と対象者と現地立会いを行いました。 対象の農地は全て良好に耕作されていることを確認しております。以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	飯島推進委員の意見はいかがですか。
飯島推進委員	現地立会いを行った加藤保委員から依頼されており、問題ないと聞いています。私もよく知っている方です。

議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、7番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の阿部委員、対象者及び事務局にて現地立会を行いました。 対象の農地は、露地野菜畑、果樹畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、保土ケ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	7番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の小川名委員と対象者と現地立会を行いました。 対象の農地は、主に露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、保土ケ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	8番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。
小川名委員	問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の坂田委員の了承を得て、対象者と事務局の2者にて現地立会を行いました。 対象の農地は、主に露地野菜畑、果樹畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	9番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	一生懸命やっており、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、10番について事務局から説明してください。
事務局	10番の案件につきまして、地区担当委員の佐藤孝春推進委員と対象者と現地立会を行いました。 対象の農地は全て良好に耕作されていることを確認しております。 以上、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	10番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	事務局の報告通り、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、11番について事務局から説明してください。
事務局	11番の案件につきまして、地区担当委員の野路委員と対象者と現地立会を行いました。 対象の農地は全て良好に耕作されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	11番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	私の田の隣で、事務局の報告通り、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、12番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の村岡推進委員と地権者と現地立会を行いました。 対象の農地は、露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	12番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。
村岡 推進委員	事務局の報告通り、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。

	続いて、13番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の村岡委員と地権者と現地立会いを行いました。 対象の農地は、露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	13番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。
村岡 推進委員	事務局の報告通り、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 続いて、14番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の平本委員と対象者と現地立会いを行いました。 対象の農地は、主として露地野菜、一部果樹畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	14番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	親子で一生懸命やっています。事務局の報告通り、問題ないと思います。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14番について適正に利用されていると思われる方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14番について適正に利用されている旨を税務署に報告します。 はい、小川名委員どうぞ。

小川名委員	13番に戻ってしまうんですが、備考欄に生産緑地とありますが、生産緑地なのになぜ納税猶予が明けるのか。(故障か死亡でしか行為制限解除できないのではないか)
村岡 推進委員	当該地は開発がかかり、市街化編入されたのですが、生産緑地に指定され、納税猶予を申請した場所です。今回は納税猶予が明け、免除が確定したということです。(市街化編入された農地は納税猶予対象とはならないが、生産緑地に指定されれば猶予対象となる。編入後に指定され、今回明けた事例となる)
議長	続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。 11番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年4月 27 日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	11番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢 推進委員	事務局の説明通り、問題ないと思います。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は証明発行とします。 続いて、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。 18番について事務局から説明してください。
事務局	18番1件です。買取り希望がある場合は、令和 8 年1月6日(火)を期限として、事務局までご連絡ください。
議長	18番について、あっせんに協力します。 以上で第 30 回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。

野路委員	本日は審議事項等多々ありましたので、報告事項第1号から第8号までは皆様で後ほど御目通しください。 引き続き、報告事項第9号「農地法第5条許可申請の取り下げについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	第9号(農地法第5条許可申請の取下げについて)は、2件いずれも10月28日開催第28回総会議案として審議しましたが、11月28日に取下げ申請がありました。 今年の4月から、盛土規制法の改正が施行されたことにより、事業者の認識等に差があり、総会後に建築局への事前相談が必要になるケースが散見されるようになりました。手続きの過渡期なため、今後も、取下げ申請があることが予測されます。 事務局として、事業者に建築局へ事前相談に行くよう案内をしていきます。
野路委員	第9号について、質問等がありますか。 無いようですので第9号を了承とします。 引き続き、第10号「横浜農業振興地域整備計画の第92回農用地利用計画変更における重要変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	11月25日に除外の市報公告がなされ、中央農業委員会管内では、4件の農業振興地域の重要変更がなされております。 1 緑区小山町・遊水地収用農家住宅移転、2 保土ヶ谷区峰沢町・相鉄バス車庫拡張、3 青葉区恩田町・県道川崎町田道路改良事業、4 旭区上川井町・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業が除外もしくは編入変更となっております。
野路委員	第10号について、質問等がありますか。 無いようですので第10号を了承とします。
関戸委員	37ページ報告事項第5号117番ですが、合計面積が変わったということですか。
事務局	納税猶予の除外対象面積だと思われませんが、確認して後日報告いたします。
事務局	その他報告事項を報告させていただきます。 8月総会で審議いただいた農地法18条許可申請について、12月2日付で横浜市から許可書が発行され、12月10日に申請者に交付しましたことを報告します。 今後申請者は残置物の撤去に向けて、上物の引き渡しを求める法的手続きを行っていくと聞いております。報告は以上でございます。
事務局	補足いたします。 本件は、借主と連絡が取れず、利用権の合意解約ができないことから農地法18条の手続きによる解約をご審議いただきました。上物が残置されており、ポヤ騒ぎ等もあり危険であることから利用権解除を許可相当としてご審議いただいた案件です。

事務局 野路委員	このたび市から利用権解除の許可が出て、すでに利用権の解約はされています。上物の撤去は、裁判所での手続きとなりますので、引き続き状況をご報告いたします。 皆様に配付した農業委員手帳は、親睦会費ではなく、市予算で購入しています。 これをもちまして第30回総会を終了します。 (閉会 16 時 10 分)
------------------------	---

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年 12 月 25 日開催 第 30 回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	飯 田 清		欠席	
4	加 藤 義 晴		出席	
5	小 島 重 信		出席	議事録署名人
6	平 本 武 夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		欠席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉 崎 精 一		出席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加 藤 保		欠席	
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 舘 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	欠席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		欠席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根 本 栄 治		出席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		出席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		出席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし